

「現行計画」の進捗状況まとめ(計画期間中の主な成果と課題)

① 第4期地域福祉計画【計画期間:令和1～6年度】

<基本目標1> 一人ひとりがつながるまちづくり

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
1-1 人権意識、福祉意識の向上	● <u>各種啓発等</u>: コロナ禍において、イベント・講座・街頭啓発などの対面型事業は多く中止・縮小したが、教室・相談等の一部事業は実施した。また、<u>SNS</u>での発信、<u>研修動画の配信</u>、<u>リモート参加など</u>、<u>インターネット(WEB)を活用した啓発や情報発信</u>を行った。(※イベント等は、R4年度頃から順次再開) ● <u>福祉教育</u>: 各学校において、児童生徒が地域福祉・ボランティア等を知る・学ぶ機会として、体験学習を通して、福祉意識の醸成を図った。 ● <u>地域福祉に関する広報・啓発</u>: R2年度から「<u>町公式LINE アカウント</u>」による広報・啓発を開始。R6年度には、<u>町HPの地域福祉関連ページを大幅に拡充</u>した。(→社協、CSW、ボランティア、たのむ和、いまどこネット、法律相談、赤十字活動、義援金、更生保護活動のページを新設)	● <u>人権啓発等</u>: コロナ禍で中止・縮小していた研修や啓発等を再開・活性化していく。 SNS・動画配信・リモート参加など、コロナ禍で拡充・発展したWEBによる発信・啓発等は、今後も積極的に活用する。
1-2 交流とコミュニティ活動の推進	● <u>交流</u>: コロナ禍で多くのイベント・交流事業が中止・縮小を余儀なくされたが、社協地区福祉委員会では、「子育てサロン」を<u>動画配信やオンライン開催</u>、<u>感染防止策を講じたうえで</u>の対面など工夫をしたうえで実施した。 各種交流イベントは R4 年度頃から順次再開した。(島本夏まつり・社協まつり・町民スポーツ祭・文化祭・農林業祭など) ● <u>コミュニティ</u>: 自治会などの地域団体の組織化・活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努めた。 ● <u>福祉の担い手の連携強化</u>: 町内の福祉事業者の参加する「<u>社会福祉施設地域貢献連絡会</u>」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組んだ。	● <u>交流</u>: 引き続き、地域の住民・団体・事業者等の活動や、交流・連携への支援を充実する。 ● <u>コミュニティ</u>: 自治会に関しては従来の形にとらわれず、新たな自治会の姿を模索する。

<基本目標2> 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
2-1 地域で活躍する人材の確保・育成	● ボランティア: 社協ボランティアセンターの運営を支援。ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談への対応と派遣調整を行った。(→新たに公式 LINE による情報発信、動画編集ボランティア、スマホボランティアなど ICT・WEB を活用した活動を開始) 社協ボランティアセンターにて、各種ボランティア養成講座等を実施し、講座修了者にボランティア団体への登録の働きかけを行った。	● ボランティア: コロナ禍で制約を受けたボランティア活動について、コロナ禍で発達した WEB を活用した活動等を通じ、活動内容の発信や支援を通じて、人材の確保・育成を推進していく。
2-2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進	● 小地域ネットワーク: 小地域ネットワーク活動を実施(いきいきサロン・子育てサロン・世代間交流事業等、配食サービス・見守り・声掛け等) ● 地域での助け合い: R2 年度から、社協で高齢者のゴミ出しや通院付き添い等の支援を行う有償ボランティア活動「<u>たのむ和</u>」を開始 ● 民生委員: 広報誌・HP・チラシ配布等にて民生委員に関する周知を実施。(→広報誌で特集を掲載、R5年度に町 HP の民生委員のページをリニューアル)	● 今後検討する「重層的支援体制」について、社協等の地域の関係機関と協議し、調整を進める必要がある。

<基本目標3> 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
3-1 相談支援体制の強化	● CSW: 社協に「<u>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)</u>」4名を配置し、各種相談・支援・調整等を実施。R5年度から、コープで「CSW ふくし相談会」を開催 ● 各種相談: 各部署で専門相談を実施。(人権、法律、行政、女性、ひとり親家庭、健康、教育、発達、家庭児童 など) →R6年度から、<u>ひとり親家庭等相談では、「困難な問題を抱える女性」</u>にも対応。 ● 役場の相談体制: 役場に社会福祉士・保健師を配置し、認知症、虐待、支援困難ケース等の相談に対応した。 R5年度から、「新庁舎」建設工事を開始し、窓口の集約化・ワンフロア化・相談室、相談ブースの拡充等に向けた準備を進めている。	● CSW: 現状でも CSW は幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。 ● 各種相談: R6年度中に母子保健機能と児童福祉機能の連携による「<u>(仮称)こどもすこやかセンター</u>」を設置し、子どもと保護者への相談支援体制の更なる充実を図る。 ● 役場の相談体制: R7年度に新庁舎を開設し、窓口の集約化、ワンフロア化、相談室・相談ブースの拡充等を図る。
3-2 緊急	● 「緊急通報装置設置事業」を実施(→R6年度か	● 引き続き、地域で安心して生活できる環境づく

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
時の支援の充実	ら、スマホ型機器を利用可能に) ● 「しまもと安心ボトル配付事業」を実施 ● 通学路の危険箇所をまとめた「子ども安全マップ」を更新・配付し、子どもの安全・安心対策の強化に努めた。	りを推進する。
3-3 災害時の支援の充実	● <u>避難行動要支援者</u>：登録名簿の提供団体への名簿の更新、未配付団体への協定の働きかけを行った。また、登録者の「<u>個別避難計画</u>」の作成に R5年度から試行的に着手。茨木保健所と連携し医療的ケア児等のプランを作成した。 ● <u>防災意識</u>：「ハザードマップ」を活用し、コロナ禍の中、団体への出張講座を行い、住民の防災意識の高揚に努めた。 ● <u>災害ボランティア</u>：社協において、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより災害ボランティアセンターの役割と機能を確認。大規模災害時に、災害VCを運営しながら、通常業務を継続するための「事業継続計画(BCP)」を策定した。	● <u>避難行動要支援者</u>：避難行動要支援者の名簿共有にかかる協定団体(自主防災会・自治会)を増やしていく必要がある。 R6年度から、<u>福祉・介護事業所に「個別避難計画」の作成を委託し</u>、災害リスク等を踏まえ優先度の高い登録者のプラン作成を推進していく。 R6年度中に庁内で構築する「<u>統合型 GIS・公開型 GIS</u>」の活用を検討し、GIS システムによる避難行動要支援登録者の管理、個別避難計画作成への活用を図っていく。
3-4 福祉サービスに関する情報提供	● 各種福祉制度に関するパンフレット、案内冊子を各課において作成し、窓口等で配布	● 引き続き各種福祉制度に関するパンフレット、案内冊子を各課において作成し、窓口等で配布するとともに、各分野連携の連携による情報提供の充実を図る。
3-5 権利擁護と福祉サービスの推進	● <u>虐待防止</u>：児童・高齢者・障害者への虐待の早期発見・早期解決を図るため、広報等により相談・通報先や虐待防止の周知啓発を行うとともに、関係機関等と連携しながら対応した。 ● <u>権利擁護</u>：親族等がいない高齢者・障害者への成年後見申立てや後見報酬助成を実施。また、社協で実施する日常生活自立支援事業(みまもーる)の活動を支援した。 ● <u>認知症施策</u>：認知症サポーター養成講座、キッズサポーター教室を実施(コロナ禍の休止を経て再開)。→R5年度に「オレンジパートナー養成講座」(認知症サポーターのステップアップ講座)を開催。→「認知症カフェ」は R6 年度時点で2か所(1か所はコロナ禍から休止中)。 ● <u>生活困窮者支援</u>：社協に「生活自立相談窓口」を設置し、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施。R2年度からは「ひきこもり」の	● <u>権利擁護</u>：「<u>成年後見制度利用促進計画</u>」を包含する次期計画に向けて、中核機関の設置や、市民後見・法人後見など、成年後見支援体制の更なる充実を検討していく必要がある。 ● <u>認知症施策</u>：認知症カフェの今後の支援方法を検討していく必要がある。 ● <u>生活困窮者支援</u>：現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「<u>重層的支援体制</u>」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していくか検討が必要。 ● <u>子ども食堂</u>：箇所数は十分増加したことから、今後は、内容の充実、連携強化、周知などに力点を置き、<u>各食堂の運営の安定化、プログラムの充実、開催回数の増加、食堂間や関係機関との連携強化、住民への周知強化</u>などを図ってい

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
	<u>当事者・家族に対する支援も開始</u>。R3年度から、すぐには一般就労が難しい方に、コミュニケーション能力の向上や就労体験等の支援を行う「<u>就労準備支援事業</u>」を新たに開始。 ● <u>子ども食堂</u>：補助制度を活用して「<u>子ども食堂</u>」の開設・運営支援を行い、<u>各小学校区に1か所以上の設置を達成</u>。R1～R6の6年間で、<u>食堂数は2か所から9か所に増加した</u>。	く。
3-6 住みやすい生活環境の整備	● <u>バリアフリー化</u>：高齢者・障害者の住宅改修への支援を実施。公園や公共施設、道路の補修・改善・バリアフリー化を実施。 ● <u>移動支援</u>：高齢者・障害者の外出支援のため、移送サービス（タクシー代助成）、福祉ふれあいバスの運行を実施。コロナ禍（R3-5）においては、コロナワクチン接種者のための福祉ふれあいバスの臨時運行を実施した。	● <u>移動支援</u>：免許返納高齢者の増加、バス・タクシーの運転手不足（タクシー配車困難）など、<u>地域における高齢者等の移動手段の確保</u>が重要な課題となっている。

【全体まとめ】（地域福祉計画）

- コロナ禍においては、さまざまな活動、イベント、居場所等が制約を強いられたが、いずれも再開の兆しを見せている。今後は、コロナ禍において発達したICT・WEBを活用した手段も積極的に活用しながら、どのような事態にも対応でき、つながり、支え合い、安心できる地域福祉の充実・発展を目指す必要がある。
- 上記の地域づくりを進めるためにも、新しい地域福祉計画の策定を通じて、島本町にふさわしい、各機関の連携と協働による「重層的支援体制」の整備について検討し、属性によらない包括的な支援の充実を図る。

② 第1期自殺対策計画【計画期間:令和1～6年度】

【基本施策】

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
1 地域のネットワークの強化	● コロナ禍で会議開催等も難しかったこともあり、自殺予防を推進するまでの具体的取組にまでは至っていない。しかし個別のケースについては、地域住民や関係機関、団体、行政など他機関と連携を図り、ケース対応を行うことができた。	● 庁内の連携をより強化し、「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討していく。 ● 今後も支援を必要とする人の把握に務め、これまで以上に支援機関や庁内においてスムーズに連携を行い、ニーズの掘り起こしや支援の充実を図る。
2 自殺対策を支える人材の育成	● コロナ禍では「ゲートキーパー養成研修」は一時中止を余儀なくされたが、R5年度に、精神障害者家族、民生委員児童委員に対するゲートキーパー研修を実施した。	● 相談や支援の担い手となる町職員や、各種団体、事業所職員等に対するゲートキーパー研修等をすすめていく。
3 住民への啓発と周知の充実	● コロナ禍で街頭啓発等は中止となったが、チラシ、広報誌・HP・SNS 等での啓発・情報発信は実施した。 ● 支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるよう、「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を行った。また、相談支援事業所へ支援が必要なケースをつなぐなど、ニーズに合わせた対応を行うことができた。	● 今後も経済・生活・健康などによる自殺リスクの増加が懸念される。悩みを抱える人を早期に発見するためにも、相談先の情報を伝え、相談窓口につながるよう取り組んでいく。 ● 産後うつなど、妊娠・出産期における心身の不調の把握や対応に努め、関係機関と連携した支援を図っていく。
4 生きることを促す支援の充実	● 各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行っている。 ● 茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつながりや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応している。	● 引き続き、保健所・医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へとつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図る。
5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	● 令和4年度から、全小中学校でスクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、教育相談体制や生徒指導対応の充実を図り、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めた。また、小中学校間での児童生徒の情報を引継ぐ際にも、活用することができている。 ● 教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、小中学校に周知・啓発を図った。 ● 小中学校及び教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の	● スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用しながら、さらなる連携強化を図る。 ● 引き続き、すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、周知・啓発を進めるとともに、小中学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図る。

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
	対応に努めた。	

【重点施策】

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
1 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施。 →R2年度からは「<u>ひきこもり</u>」の当事者・家族に対する支援も開始。 →R3年度から、すぐには一般就労が難しい方に、コミュニケーション能力の向上や就労体験等の支援を行う「<u>就労準備支援事業</u>」を新たに開始。 →R5年度から、社協において、イベントで家庭で余っている食品を募る「<u>フードドライブ</u>」を実施。また、町内コンビニ店舗と協定し、店舗に食品回収ボックスを設置。	現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「<u>重層的支援体制</u>」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。
2 高齢者に対する自殺対策の推進	- 高齢者の虐待防止、成年後見制度利用支援事業を実施 - ひとり暮らし高齢者等実態把握事業を実施	引き続き、認知症の方や介護が必要な方が安心して本人らしく生活できるように、権利擁護や意思決定支援の充実に努める。

【全体まとめ】（自殺対策計画）

- 地域住民や各関係機関と適宜情報共有を行い、連携しながら、個別ケースへの対応を行っているが、地域全体で自殺予防を推進する具体的な取組の実施には至っていない。
- コロナ禍を含むR1～4年にかけて、町内の自殺者数は4～5人、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死者数）は16～12台で推移した（同期間の国・府の自殺死亡率は17～14台）。R5年には自殺者は3人、自殺死亡率は9.48とやや下がったが、本計画の目標値の自殺死亡率8.3以下（自殺者数2.5人以下）は達成できていない。
- 自殺対策を推進するために、引き続き、庁内、地域、各関係機関との連携により、支援が必要な人の把握や、ニーズに応じた支援を行う必要がある。また、住民や支援が必要な人を取り巻く環境・人々に対して、周知・啓発や教育の充実を図るとともに、包括的な支援体制の構築に努める。

③ 第4期ひとり親家庭等自立促進計画【計画期間:令和2～6年度】

<基本目標1> 相談支援・情報提供の充実

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
1-1 相談支援の充実	● R6年度から、<u>母子・父子自立支援員</u>を「ひとり親家庭・女性支援員」に改称し、「<u>困難な問題を抱える女性</u>」への相談にも対応。また、ひとり親や生活保護受給者、障害者などに幅広く対応する「<u>就労支援員</u>」を別に配置。 ● R4年度から、<u>ひとり親家庭相談の「予約フォーム」</u>を導入し、<u>相談のWEB予約</u>を開始 ● 令和2年10月から、妊娠期から出産、就学前までの切れ目のない相談窓口である「<u>子育て世代包括支援センター</u>」をいきいき健康課(現:すこやか推進課)内に設置	● 「ひとり親家庭・女性支援員」と「就労支援員」が連携し、ひとり親、寡婦、困難な問題を抱える女性への支援を行っていく。 ● R6年度中にふれあいセンター内に<u>母子保健機能と児童福祉機能の連携による「(仮称)こどもすこやかセンター」</u>を設置し、こどもの支援体制の更なる強化、連携や施策の充実を図っていく。
1-2 情報提供の充実	● ひとり親家庭への支援制度などを広報誌・チラシ・HP・SNS等で周知 ● R6年度から、「<u>養育費の履行確保等支援事業</u>」を開始(公正証書の作成費用、養育費保証契約の保証料を助成)	● 引き続き、広報誌・チラシ・HP・SNS等を活用し、ひとり親家庭への支援制度の周知に努める。 ● 「養育費の履行確保等支援事業」を周知・活用し、養育費の取り決めや保証契約の利用等を支援していく。

<基本目標2> 子育て・教育支援の充実

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
2-1 子育て支援の充実	● 保育基盤整備により、R3年4月時点で<u>待機児童解消</u>を達成した。 ● 入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施している。 ● R4年度から、町内の民間認定こども園(ゆいの詩)において、「<u>病児保育事業</u>」を開始 ● 延長保育、一時保育を実施 ● 家庭生活支援員の派遣や、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施	● 引き続き各種事業を実施するとともに、家庭生活支援員の確保や提供体制の充実等により、子育て支援の更なる充実を図る。
2-2 教育支援の充実	● 学習支援については、人権文化センターで実施する「<u>学習支援の場</u>」(週1回夕方)を紹介した。 ● 教育委員会において、学用品費や学校給食費等の「<u>就学援助</u>」を実施 ● 奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努めた。	● ニーズ等を踏まえながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等を対象とした「<u>学習支援事業</u>」の実施について検討する。

<基本目標3> 生活支援の充実

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
3-1 経済的支援の充実	● R2年度から、「ひとり親家庭等児童福祉金」を見直し、対象を住民税非課税世帯とし、支給額を増額した。 ● 母子・父子自立支援員による貸付相談・受付等を実施した。	● 今後、「ひとり親家庭等児童福祉金」の対象要件・金額等の更なる見直しを検討（進学支援等への特化・支給額の増額等） ● 給付型奨学金の拡大により貸付相談件数は減っているが、奨学金を申し込んでいない、利用できない等の事情を抱える世帯もあることから、継続して相談支援を行う。
3-2 医療・住宅支援の充実	● 「ひとり親家庭医療費助成」を実施。 ● R6年7月から、「子ども医療費助成」の対象を18歳まで拡大（ひとり親医療の所得制限超過世帯も助成対象となる） ● 母子生活支援施設への入所措置を実施（→R6年度に町HPに母子生活支援施設入所のページを新設） ● 町営緑地公園住宅の臨時募集及びあき家待ち入居募集の抽選時に、倍率優遇方式を採用し、ひとり親家庭の抽選回数を2回にすることで、優先入居の促進に努めた。	● 引き続き各種事業を実施し、医療・住宅支援の充実を図る。

<基本目標4> ワークライフバランスの実現

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
4-1 就労支援の強化	● R6年度から、母子・父子自立支援員を「ひとり親家庭・女性支援員」に改称し、「<u>困難な問題を抱える女性</u>」への相談にも対応。また、ひとり親や生活保護受給者、障害者などに幅広く対応する「<u>就労支援員</u>」を別に配置。（→両支援員が連携してひとり親家庭等への支援を行う）	● 「ひとり親・女性支援員」と「就労支援員」が連携してひとり親等への支援を実施していく。
4-2 能力向上への支援	● 養成機関で訓練を受けている母子家庭の母に、高等技能訓練促進費を支給 ● 自立支援教育訓練給付を実施	● 就労や増収に関する相談対応時に、制度の周知を行い、利用の促進に努める。
4-3 働き方の見直し促進	● 北摂4市1町でワークルールセミナーを合同開催するなど、ワークライフバランスの啓発を行った。	● 引き続き講座の開催や広報等を通じて、ワークライフバランスの啓発を行うとともに、効果的な情報提供方法について検討する。

<基本目標5> 啓発・交流の推進

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
5-1 啓発の推進	● R5年度末に「第3期しまもとスマイルプラン」（男女共同参画社会をめざす計画）を策定（→R6	● 「第3期しまもとスマイルプラン」に基づき、啓発等の取組を推進する。啓発効果を高めるため、

施策区分	主な成果	今後の課題・方向性
	年度から開始) ● DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	SNS の活用や他のイベント時に合わせて周知するなどの工夫をしていく。
5-2 交流の推進	● 母子寡婦福祉会に対し、庁舎及びふれあいセンターでの売店の運営を許可し、母子寡婦福祉会の活動を支援。	● 引き続き、母子寡婦会への支援を行うとともに、相談対応時に母子寡婦福祉会の紹介を行うなど、当事者交流の機会の提供に努める。

【全体まとめ】（ひとり親家庭等自立促進計画）

- ひとり親家庭等の自立促進に資する各種事業や支援に継続的に取り組むとともに、相談のWEB予約の開始や、SNSを活用した情報発信・啓発など、アクセシビリティの向上に努めている。
- 今後も、ひとり親家庭等が安定した生活を送ることができるよう、保育・子育て・教育支援や、生活支援、経済的支援、就労環境の整備など、多角的な支援を推進する。
- 地域との連携強化、関係機関との情報共有や協力体制の構築による、包括的な支援の提供に努める。